

2-6. 病児保育事業について

保護者の就労等の理由により、病気の子どもを家庭で保育することができない場合に、医師の診断に基づき一時的に子どもをお預かりします。

【どこで利用できるの?】

- ・独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター内「たんぼぼ」(住所:千鳥1-1-1 TEL:943-2331 (代表))
- ・こどもこころ小児科クリニック病児保育ルーム「ここん・こが」(住所:今の庄2-2-12 TEL:410-5674)

福津市、宗像市の病児保育施設も利用できます
くわしくはこちら



【いつ利用できるの?】

- ・月～金曜日の8:00～18:00です。(土日、祝日、12月29日～翌年1月3日は休み)
- ・利用期間は1日単位で、原則として日曜日・祝日を含めた連続する7日以内です。
- ・受付日時が変更となることがありますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

【だれが利用できるの?】

- ・次の①②③すべての要件に該当する子どもが利用できます。
 - ① 「たんぼぼ」の場合、古賀市、新宮町、福津市、宗像市に住所を有している1歳から小学校6年生
「ここん・こが」の場合、6ヵ月～小学6年生までの子ども
 - ② 医師の診断により、病児保育が適当と判断されていること
 - ③ 保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない理由により家庭で保育を行うことが困難であること
- ・対象となる疾患・症状は入院治療の必要がなく、当面の間、症状の急変は認められないものです。
病気の症状が重症化し入院治療を必要とするときや管理運営上支障がある場合は利用を制限する場合があります。
- ※「ここん・こが」は古賀市、新宮町、福津市、宗像市以外の方も利用可能ですが、利用料が異なります。

【いくらかかるの?】

古賀市、新宮町、福津市、宗像市にお住まいの方は無料です。(令和5年4月1日より、日額2,000円を上限に無償化が始まりました)
※お預かり中に病状の変化等により、診察及び治療を行った時は、保険診療により実費で精算のうえ徴収いたします。
※昼食、おやつ、おむつは原則持参とします。
症状により医師が診察・処方した場合等は別途費用がかかります。

【どうやって利用するの?】 ※詳細については、事前に必ず各施設へお問い合わせください。

- ※「たんぼぼ」「ここん・こが」を利用する場合は、MR(風疹・麻疹)ワクチンの予防接種が済んでいること、新型コロナウイルスのPCR検査陰性が確認されていることが必要です。
- ・「たんぼぼ」を利用する方は事前の登録が必要です。詳細は施設ホームページをご確認ください。
また、利用の際は、病児保育支援システム「病児保育ナビ」からネット予約、もしくは施設に電話予約をしてください。
- ・「ここん・こが」を利用する方は病児保育支援システム「病児保育ナビ」からネット予約をしてください。
- ・利用当日は、お弁当や着替え等を持参し、『医師連絡票』『入室時情報記入用紙』等の必要書類を提出し利用します。